

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙刑企発第50号、丙捜一発第7号  
令 和 4 年 6 月 1 7 日  
警 察 庁 刑 事 局 長

刑法等の一部を改正する法律の公布について（通達）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）が、本日、別添1（新旧対照条文については、別添2）のとおり公布された。本改正の趣旨及び要点は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨

刑事施設における受刑者の処遇のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げるなどするものである。

### 第2 改正の要点

#### 1 処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入

##### (1) 拘禁刑の創設（刑法（明治40年法律第45号。以下「法」という。）第9条、第12条関係）

懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとする。

##### (2) 刑の執行猶予制度の拡充等（法第25条、第27条及び第27条の7等関係）

再度の執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大するとともに、猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができることとする。

##### (3) 施設内・社会内処遇の一層の充実化等（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、更生保護法（平成19年法律第88号）等関係）

刑事施設の長や保護観察所の長は、被害者等から申出があったときは、その心情等を聴取することとし、これを矯正処遇や保護観察にいかすこととするなどする。

#### 2 侮辱罪の法定刑引上げ（法第231条関係）

侮辱罪の法定刑について、現行の「拘留又は科料」から「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる。

### 第3 施行期日（改正法附則第1項関係）

#### 1 第2の1について

公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日等から施行する。

#### 2 第2の2について

公布の日から起算して20日を経過した日（令和4年7月7日）から施行する。

### 第4 検証（改正法附則第3項）

改正法による改正後の法第231条の規定の施行後3年を経過したときは、同条の規定の施行の状況について、インターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 第5 附帯決議

改正法の国会審議に際し、衆議院法務委員会において別添3の、参議院法務委員会において別添4の附帯決議がそれぞれなされていることから、その趣旨を十分に踏まえた対応に努められたい。